

令和3年第1回下仁田町議会定例会会議録第2号（10日）

招集年月日	令和3年3月8日								
招集の場所	下仁田町議会議場								
開閉会日時 及び宣言	開会	令和3年3月8日午前10時00分				議長	島崎 紘一		
	閉会	令和3年3月18日午前10時27分				議長			
議員出席状況	議席番号	氏名	応招 不応招 別	出欠席 別	議席番号	氏名	応招 不応招 別	出欠席 別	
応招 11名	1	小井土 光弘	○	○	7	佐藤 博	○	○	
不応招 1名	2	大手 博幸	○	○	8	千野 榮治	○	○	
出席 11名	3	佐々木 信也	×	×	9	島崎 紘一	○	○	
欠席 1名	4	岡田 邦敏	○	○	10	堀口 博志	○	○	
欠員 0名	5	木暮 弘元	○	○	11	岡田 武二	○	○	
【凡例】 ○応招・出席を 示す ×欠席・不応招 を示す	6	岩崎 正春	○	○	12	佐藤 公夫	○	○	
会議録署名議員	11番	岡田 武二	12番	佐藤 公夫					
職務のため議場に 出席したものの氏名	事務局長	岩井 収		書記	佐藤 里奈				
地方自治法 第121条に より説明のた め出席した者 の氏名	町長	原 秀男		福祉課長	岡野 宏巳				
	教育長	茂木 学		保健課長	永井 邦佳				
	総務課長	岡野 均		農林課長	東間 克敏				
	企画課長	竹内 誠		商工観光課長	佐藤 圭司				
	住民税務課長	猪野 ともえ		建設水道課長	佐藤 正明				
	会計課長	柴田 悦子		教育課長	林 通典				

議 事 日 程 別紙のとおり

会 議 に 付 し た 議 件

- 1 報告第1号 議員派遣の件
- 2 第1号議案 下仁田町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 3 第2号議案 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 4 第3号議案 下仁田町特別職の職員で非常勤のもの諸給与支給条例の一部を改正する条例
- 5 第4号議案 下仁田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 6 第5号議案 下仁田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 7 第6号議案 下仁田町介護保険条例の一部を改正する条例
- 8 第7号議案 下仁田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 9 第8号議案 下仁田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例
- 10 第9号議案 しもにた・ほたる山公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 11 第10号議案 下仁田町町営住宅設置条例の一部を改正する条例
- 12 第11号議案 下仁田町浄化槽整備事業の分担金の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 13 第12号議案 西牧防災研修施設の設置及び管理に関する条例
- 14 第13号議案 指定管理者の指定について（下仁田町福祉作業所）
- 15 第14号議案 指定管理者の指定について（下仁田町起業支援テレワークオフィス）
- 16 第15号議案 令和2年度下仁田町一般会計補正予算（第5号）
- 17 第16号議案 令和2年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 18 第17号議案 令和2年度下仁田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 19 第18号議案 令和2年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 20 第19号議案 令和2年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 21 第20号議案 令和2年度下仁田町水道事業会計補正予算（第2号）
- 22 第21号議案 令和3年度下仁田町一般会計予算
- 23 第22号議案 令和3年度下仁田町国民健康保険特別会計予算
- 24 第23号議案 令和3年度下仁田町後期高齢者医療特別会計予算
- 25 第24号議案 令和3年度下仁田町介護保険特別会計予算
- 26 第25号議案 令和3年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計予算

- 27 第26号議案 令和3年度下仁田町水道事業会計予算
- 28 陳情第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書
- 29 陳情第2号 別居・離婚後の父母による子どもの共同養育に関する陳情

会 議 の 経 過

開 会 令和3年3月10日 午前10時00分

○議長 島崎紘一 おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

○議長 島崎紘一 日程第1、報告第1号「議員派遣の件」会議規則第129条第1項の規定により、お手元に配布いたしましたとおり閉会中に議員派遣がありましたので報告いたします。

○議長 島崎紘一 次に、日程第2、第1号議案「下仁田町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。

総務課長

(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 命によりまして、第1号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第1号議案 下仁田町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者を下仁田町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

記、住所、XXXXXXXXXX、氏名、飯島富司、XXXXXXXXXX

令和3年3月8日提出、下仁田町長 原秀男。

提案理由ですが、飯島富司氏が令和3年3月22日をもって任期満了となるためでございます。

以上でございますが、よろしくお願いたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、採決いたします。第1号議案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 ご異議ないものと認めます。よって、第1号議案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第3、第2号議案「群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について」を議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。

総務課長

(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 命によりまして、第2号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第2号議案 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について。
群馬県市町村総合事務組合規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定により、別紙のとおり群馬県市町村総合事務組合組織団体間において協議の上定めることについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年3月8日提出、下仁田町長 原秀男。

提案理由ですが、館林市が新たに群馬県市町村総合事務組合の組織団体となり、群馬県市町村総合事務組合規約別表第2の5の項の事務の共同事務を令和3年4月1日から行うためでございます。

別紙規約変更に関する協議書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございますが、よろしくお願ひします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第2号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、第2号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第4、第3号議案「下仁田町特別職の職員で非常勤のもの諸給与支給条例の一部を改正する条例」を議題とし、提案理由の説明を保健課長に求めます。

保健課長

(永井邦佳保健課長 登壇)

○保健課長 永井邦佳 命によりまして、第3号議案を朗読し、ご提案、ご説明を申し上げます。

第3号議案 下仁田町の特別職の職員で非常勤のもの諸給与支給条例の一部を改正する条例。

下仁田町の特別職の職員で非常勤のもの諸給与支給条例の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。「予防接種健康被害調査委員会、委員、日額、6,000円」。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

令和3年3月8日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第3号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、第3号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第5、第4号議案「下仁田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題とし、提案理由の説明を住民税務課長に求めます。

住民税務課長

(猪野ともえ住民税務課長 登壇)

○住民税務課長 猪野ともえ 命によりまして、第4号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第4号議案 下仁田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

下仁田町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

以下の改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明申し上げましたので、説明は省略させていただきます。

2ページをお願いします。

附則、施行期日、第1条、この条例は、令和3年4月1日から施行する。

以降につきましては、説明を省略させていただきます。

令和3年3月8日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長 島崎絃一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎絃一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎絃一 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第4号議案を、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎絃一 挙手全員です。よって、第4号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長 島崎絃一 次に、日程第6、第5号議案「下仁田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」を議題とし、提案理由の説明を福祉課長に求めます。

福祉課長

(岡野宏巳福祉課長 登壇)

○福祉課長 岡野宏巳 命によりまして、第5号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第5号議案 下仁田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例。

下仁田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

以下の内容につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきます。

したので、省略させていただきます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

令和3年3月8日提出、下仁田町長、原秀男。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第5号議案を、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、第5号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第7、第6号議案「下仁田町介護保険条例の一部を改正する条例」を議題とし、提案理由の説明を福祉課長に求めます。

福祉課長

(岡野宏巳福祉課長 登壇)

○福祉課長 岡野宏巳 命によりまして、第6号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第6号議案 下仁田町介護保険条例の一部を改正する条例。

下仁田町介護保険条例の一部を次のように改正する。

以下の内容につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

附則、施行期日、第1項、この条例は、令和3年4月1日から施行する。
経過措置、第2項、改正後の下仁田町介護保険条例第2条の規定は、令和3年度から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

令和3年3月8日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。
討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
第6号議案を、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、第6号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第8、第7号議案「下仁田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題とし、提案理由の説明を福祉課長に求めます。

福祉課長

(岡野宏巳福祉課長 登壇)

○福祉課長 岡野宏巳 命によりまして、第7号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第7号議案 下仁田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

下仁田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

以下の内容につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

附則、施行期日、第1項、この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しを付する改正規定、同項の改正規定及び附則第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

令和3年3月8日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございますが、よろしく願いいたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。
討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
第7号議案を、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、第7号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第9、第8号議案「下仁田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例」を議題とし、提案理由の説明を商工観光課長に求めます。

商工観光課長

(佐藤圭司商工観光課長 登壇)

○商工観光課長 佐藤圭司 命によりまして、第8号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第8号議案 下仁田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例。

下仁田町小口資金融資促進条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第1項に規定する風俗営業、第5項に規定する性風俗関連特殊営業、第11項に規定する特定遊興飲食店営業及び第13項に規定する接客業務受託営業を除く。」を「第5項に規定する性風俗関連特殊営業を除く。」に改める。

附則第2項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附則、この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月8日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第8号議案を、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、第8号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第10、第9号議案「しもにた・ほたる山公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題とし、提案理由の説明を商工観光課長に求めます。

商工観光課長

(佐藤圭司商工観光課長 登壇)

○商工観光課長 佐藤圭司 命によりまして、第9号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第9号議案 しもにた・ほたる山公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

しもにた・ほたる山公園の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表の表中、有料公園施設のバーベキュー広場（キャンプ）の使用料、1区画500円と1区画1,000円を有料公園施設のバーベキューサイトの使用料、1区画1,000円、バーベキューサイト（屋根付き）1区画1,500円、キャンプサイト1区画2,000円に改める。

附則、この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月8日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第9号議案を、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、第9号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第11、第10号議案「下仁田町町営住宅設置条例の一部を改正する条例」を議題とし、提案理由の説明を建設水道課長に求めます。

建設水道課長

(佐藤正明建設水道課長 登壇)

○建設水道課長 佐藤正明 命によりまして、第10号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第10号議案 下仁田町町営住宅設置条例の一部を改正する条例。

下仁田町町営住宅設置条例の一部を次のように改正する。

以下の内容につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

令和3年3月8日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第10号議案を、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、第10号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第12、第11号議案「下仁田町浄化槽整備事業の分担金の特例に関する条例の一部を改正する条例」を議題とし、提案理由の説明を建設水道課長に求めます。

建設水道課長

(佐藤正明建設水道課長 登壇)

○建設水道課長 佐藤正明 命によりまして、第11号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第11号議案 下仁田町浄化槽整備事業の分担金の特例に関する条例の一部を改正する条例。

下仁田町浄化槽整備事業の分担金の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「平成33年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

令和3年3月8日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第11号議案を、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、第11号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第13、第12号議案「西牧防災研修施設の設置及び管理に関する条例」を議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。

総務課長

(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 命によりまして、第12号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第12号議案 西牧防災研修施設の設置及び管理に関する条例。

趣旨、第1条、この条例は、西牧防災研修施設の設置及び管理について、必要な事項を定めることとする。

以下の内容につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

附則、この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月8日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。
討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
第12号議案を、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、第12号議案は、原案のとおり可決
されました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第14、第13号議案「指定管理者の指定につい
て(下仁田町福祉作業所)」を議題とし、提案理由の説明を福祉課長に求
めます。

福祉課長

(岡野宏巳福祉課長 登壇)

○福祉課長 岡野宏巳 命によりまして、第13号議案を朗読し、ご提案、ご説
明申し上げます。

第13号議案 指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を
指定することについて、議会の議決を求める。

記、1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、下仁田町福祉作業
所、2、指定管理者となる団体、住所、
、団体名、下仁田町福祉作業所育成会、代表者名、会長 安藤
壽義、3、指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

令和3年3月8日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございますが、よろしくお願いたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑
はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。
討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
第13号議案を、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)

○議長 島崎紘一 举手全員です。よって、第13号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第15、第14号議案「指定管理者の指定について（下仁田町起業支援テレワークオフィス）」を議題とし、提案理由の説明を商工観光課長に求めます。

商工観光課長

（佐藤圭司商工観光課長 登壇）

○商工観光課長 佐藤圭司 命によりまして、第14号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第14号議案 指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

記、1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、下仁田町起業支援テレワークオフィス、2、指定管理者となる団体、住所、
、団体名、株式会社サンアメニティ、代表者名、代表取締役 吉澤幸夫、3、指定の期間、令和3年4月1日から令和6年3月31日まで。

令和3年3月8日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第14号議案を、原案のとおり決することに賛成の方の举手を求めます。

（举手全員）

○議長 島崎紘一 举手全員です。よって、第14号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第16、第15号議案から第20号議案までを一括議題とし、第15号議案「令和2年度下仁田町一般会計補正予算（第5

号)」から順次説明を願います。

総務課長

(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 命によりまして、第15号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第15号議案 令和2年度下仁田町一般会計補正予算（第5号）。

令和2年度下仁田町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ737万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億9,465万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年3月8日提出、下仁田町長 原秀男。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。

13款分担金負担金123万7,000円の減、14款使用料及び手数料142万6,000円の減、15款国庫支出金4,690万円、16款県支出金528万6,000円の減、17款財産収入445万9,000円、18款寄附金401万9,000円の減、19款繰入金5,311万9,000円の減、21款諸収入149万4,000円の減、22款町債2,260万円。歳入合計63億8,727万4,000円に737万8,000円を追加し、63億9,465万2,000円としたいとするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款議会費102万1,000円の減、2款総務費8,086万3,000

円、3款民生費136万7,000円、4款衛生費105万2,000円、5款労働費30万円の減、6款農林水産業費476万2,000円の減、7款商工費201万9,000円の減、8款土木費601万6,000円の減、9款消防費330万5,000円。

4ページをお願いします。10款教育費1,275万4,000円の減、12款公債費5,664万円の減、13款諸支出金430万3,000円。歳出合計63億8,727万4,000円に737万8,000円を追加し、63億9,465万2,000円としたいとしますのでございます。

5ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正。追加です。

2款総務費、1項総務管理費は、農林業推進事業が198万円、道の駅しもにた改善対策事業が1,509万7,000円。

6款農林水産業費、1項農業費は、小規模農村整備事業が2,436万8,000円、2項林業費は、県単林道改良事業で1,401万2,000円。

7款商工費、1項商工費は、観光施設維持管理で737万円。

8款土木費、2項道路橋梁費は、公共土木施設維持補修事業が509万7,000円、橋梁維持管理事業が3,653万3,000円、3項河川費は、河川改良事業で1,700万円。

9款消防費、1項消防費は、防災対策費で583万円。

11款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費は、過年度公共土木施設災害復旧事業（補助）1億5,689万3,000円、2項農林水産業施設災害復旧費は、林道災害復旧事業で4,300万円、3項文教施設災害復旧費は、過年度保健体育施設災害復旧事業で346万5,000円をそれぞれ繰り越したいとしますのでございます。

6ページをお願いいたします。

3表、地方債補正でございます。初めに、追加です。

起債の目的は減収補填債で、限度額960万円を新たに追加したいとしますのでございます。

次に、変更です。

起債の目的は、過疎対策事業債は、限度額1億8,510万円に4,720万円を追加し2億3,230万円に、過疎対策事業債ソフト事業分は、限度額5,410万円から210万円を減額し5,200万円に、防災対策事業債は、限度額1,080万円から60万円を減額し1,020万円に、緊急防災・減災事業債は、限度額8,640万円から200万円を減額し

8, 440万円に、災害復旧事業債は、限度額8, 680万円から2, 950万円を減額し5, 730万円にそれぞれ変更したいとします。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同じでございます。

次ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては、説明を省略させていただきます。また、10ページの2、歳入及び14ページの3、歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明をいたしましたので、省略をさせていただきます。

以上でございますが、よろしくをお願いいたします。

(岡野宏巳福祉課長 登壇)

○福祉課長 岡野宏巳 命によりまして、第16号議案から第18号議案まで朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第16号議案 令和2年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)。

令和2年度下仁田町の国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1, 380万9, 000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億3, 099万1, 000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月8日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

歳入でございます。

1款国民健康保険税358万3, 000円の減。

3款国庫支出金147万6, 000円。

4款県支出金1, 851万7, 000円の減。

6款繰入金303万5, 000円の減。

8款諸収入985万円。

歳入合計9億4, 480万円から1, 380万9, 000円を減額し、9億3, 099万1, 000円としたいとします。

次のページです。

歳出でございます。

2 款保険給付費 2, 0 0 0 万円の減。

6 款保健事業費 3 6 5 万 9, 0 0 0 円の減。

9 款諸支出金 9 8 5 万円。

歳出合計 9 億 4, 4 8 0 万円から 1, 3 8 0 万 9, 0 0 0 円を減額し、9 億 3, 0 9 9 万 1, 0 0 0 円としたいとするものです。

次のページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1 の総括につきましては省略させていただきます。6 ページ 2 の歳入、8 ページ 3 の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

次に、第 1 7 号議案をお願いいたします。

第 1 7 号議案 令和 2 年度下仁田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）。

令和 2 年度下仁田町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9 0 2 万 7, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 3, 7 1 4 万 3, 0 0 0 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 3 月 8 日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いします。

第 1 表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

歳入でございます。

第 1 款後期高齢者医療保険料 3 6 6 万円の減。

3 款繰入金 2 4 5 万 2, 0 0 0 円の減。

5 款諸収入 2 9 1 万 5, 0 0 0 円の減。

歳入合計 1 億 4, 6 1 7 万円から 9 0 2 万 7, 0 0 0 円を減額し、1 億 3, 7 1 4 万 3, 0 0 0 円としたいとするものです。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

2 款保健事業 2 9 9 万 3, 0 0 0 円の減。

3 款後期高齢者医療広域連合納付金 6 0 3 万 4, 0 0 0 円の減。

歳出合計 1 億 4, 6 1 7 万円から 9 0 2 万 7, 0 0 0 円を減額し、1 億 3, 7 1 4 万 3, 0 0 0 円としたいとします。

次のページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1 の総括につきましては、省略させていただきます。6 ページ 2 の歳入、7 ページ 3 の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

次に、第 1 8 号議案をお願いいたします。

第 1 8 号議案 令和 2 年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）。

令和 2 年度下仁田町の介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3, 4 8 1 万 4, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 4 億 1 2 7 万 4, 0 0 0 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 3 月 8 日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いいたします。

第 1 表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

歳入でございます。

1 款保険料 3 8 5 万 9, 0 0 0 円の減。

3 款国庫支出金 1, 1 0 8 万円。

4 款支払基金交付金 9 5 3 万 7, 0 0 0 円。

5 款県支出金 7 3 0 万 5, 0 0 0 円。

7 款繰入金 1, 0 9 1 万 8, 0 0 0 円。

9 款諸収入 1 6 万 7, 0 0 0 円の減。

歳入合計 1 3 億 6, 6 4 6 万円に 3, 4 8 1 万 4, 0 0 0 円を追加し、1 4 億 1 2 7 万 4, 0 0 0 円としたいとします。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

1 款総務費 1 0 万 6, 0 0 0 円の減。

2 款保険給付費 4, 2 2 6 万 5, 0 0 0 円。

5 款地域支援事業費 7 3 4 万 5, 0 0 0 円の減。

歳出合計 1 3 億 6, 6 4 6 万円に 3, 4 8 1 万 4, 0 0 0 円を追加し、
1 4 億 1 2 7 万 4, 0 0 0 円としたいとするものです。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1 の総括につきましては省略させていただきます。6 ページ 2 の歳入、9 ページ 3 の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

以上でございますが、よろしくをお願いいたします。

(佐藤正明建設水道課長 登壇)

○建設水道課長 佐藤正明 命によりまして、第 1 9 号議案と第 2 0 号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第 1 9 号議案 令和 2 年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 2 号）。

令和 2 年度下仁田町の浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1, 9 3 0 万 8, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7, 5 0 2 万 9, 0 0 0 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第 2 条、地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 3 年 3 月 8 日提出、下仁田町長 原秀男。

2 ページをお願いいたします。

第 1 表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

歳入。1 款分担金及び負担金 1 1 8 万円の減。

3 款国庫支出金 1, 7 7 6 万 3, 0 0 0 円の減。

4 款県支出金 5 5 9 万 5, 0 0 0 円の減。

6 款繰入金 6 7 万円の減。

9 款町債 5 9 0 万円。

歳入合計 9, 4 3 3 万 7, 0 0 0 円から 1, 9 3 0 万 8, 0 0 0 円を減額し、7, 5 0 2 万 9, 0 0 0 円としたいとします。

次に、歳出です。同じく款の区分と補正予算額を申し上げます。

1 款浄化槽整備事業費 1, 9 3 0 万 8, 0 0 0 円の減。

歳出合計 9, 4 3 3 万 7, 0 0 0 円から 1, 9 3 0 万 8, 0 0 0 円を減額し、7, 5 0 2 万 9, 0 0 0 円としたいとします。

3 ページをお願いいたします。

第 2 表、地方債の補正。変更でございます。

起債の目的、浄化槽施設設置事業（下水道事業債）、限度額 7 5 0 万円に 5 9 0 万円を追加し限度額を 1, 3 4 0 万円に、浄化槽施設設置事業（過疎対策事業債）は増減なし。限度額計 1, 4 9 0 万円から 2, 0 8 0 万円にしたいとします。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同じでございます。

4 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1 の総括につきましては省略させていただきます。なお、5 ページの 2、歳入、6 ページからの 3、歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

続きまして、第 2 0 号議案をお願いいたします。

第 2 0 号議案 令和 2 年度下仁田町水道事業会計補正予算（第 2 号）。

総則。

第 1 条、令和 2 年度下仁田町水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第 2 条、令和 2 年度下仁田町水道事業会計予算第 2 条に定めた業務の予定量を次のように改める。

既決予定量、補正予定量、計の順で読み上げます。1、給水戸数 3, 4 5 0 戸、9 戸、3, 4 5 9 戸。2、年間給水量 8 3 万 9 2 1 立方メートル、6, 2 8 4 立方メートル、8 3 万 7, 2 0 5 立方メートル。3、1 日平均給水量 2, 2 7 6 立方メートル、1 8 立方メートル、2, 2 9 4 立方メートル。

収益的収入及び支出。

第 3 条、令和 2 年度下仁田町水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入

及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順で読み上げます。なお、款の区分のみ申し上げます。

収入。第1款水道事業収益2億4,801万9,000円、255万4,000円の減、2億4,546万5,000円。

支出。第1款水道事業費用2億4,887万1,000円、766万7,000円の減、2億4,120万4,000円。

2ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出。

第4条、予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,812万6,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,179万2,000円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額213万6,000円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額108万円」に、「減債積立金1,445万4,000円」を「減債積立金917万6,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順で読み上げます。なお、款の区分のみ申し上げます。

収入。第1款資本的収入9,553万1,000円、540万4,000円の減、9,012万7,000円。

支出。第1款資本的支出1億6,365万7,000円、1,173万8,000円の減、1億5,191万9,000円。

企業債。

第5条、予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的、既決限度額、補正限度額、計の順で読み上げます。配水本管布設替工事2,310万円、640万円の減、1,670万円。災害復旧費510万円、80万円の減、430万円。限度額計2,820万円、720万円の減、2,100万円。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第6条、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

科目、職員給与費、既決予定額3,217万3,000円、補正予定額127万5,000円の減、計3,089万8,000円。

他会計からの補助金。

第7条、予算第9条を次のように改める。

第9条、水道水源開発事業に係る企業債、簡易水道統合整備事業に係る簡易水道事業債及び過疎債の元利償還等及び児童手当に要する経費のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は7,252万6,000円である。

令和3年3月8日提出、下仁田町長 原秀男。

なお、4ページの実施計画以降につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 提案説明が終わりましたが、ここで暫時休憩いたします。

なお、再開を11時10分といたしますので、よろしくお願いいたします。

休 憩 午前11時00分

再 開 午前11時10分

○議長 島崎紘一 休憩を解いて再開いたします。

休憩前に提案説明が終わりましたので、第15号議案から第20号議案までに対する質疑に入ります。

質疑に際しましては、会計名とページ数を申し述べていただきますよう、あらかじめお願いをしておきます。

それでは、質疑を願います。

佐藤公夫さん

○12番 佐藤公夫 第15号議案、12ページの17款財産収入、当初予算から比べて大幅な収入増になっておりますけれども、この収入増になった原因は、どんなことが原因ですか。

○議長 島崎紘一 総務課長

○総務課長 岡野均 お答えいたします。

17款財産収入で445万9,000円ほどの収入増となっておりますが、こちらにつきましては、その備考欄にございますように東第二団地の土地開発基金の持っております土地の太陽光発電の関係の賃借料の収入でございます。

○議長 島崎紘一 佐藤公夫さん

○12番 佐藤公夫 太陽光発電関係の収入と。もう少し詳しく説明してください。今後、これが入る望みがあるんですか。

○議長 島崎紘一 企画課長

○企画課長 竹内誠 企画課の所管なので、私のほうからお答えさせていただきます。

7月から2月分の8カ月分、13万3,000円、8カ月分が106万4,000円、それと、解約の違約金としまして320万円、それと、基金で所有しております伊勢山団地の駐車場代3万9,600円、以上3つの合計で430万3,000円を増額したいとするものでございます。

なお、今後の見通しにつきましては、大盛工業は完全撤退ということで違約金をいただくわけでございます。これからも太陽光発電に向けて、今、業者を選択中でございます。

○議長 島崎紘一 佐藤公夫さん

○12番 佐藤公夫 この東第二団地の大盛工業に対する土地の貸付け、当初から私が指摘しているように、当初の計画と現在も全然なっちゃいない。こんなことで町民に説明ができますか。町長、どうです。

○議長 島崎紘一 町長

○町長 原秀男 これは、いろいろな立場の話があったときから選定委員会を立ち上げて、いろいろな立場の方々の意見を入れて進んできております。そして、想定外のことが起こりましたので、今、この状況にあるわけでございます。

○議長 島崎紘一 佐藤公夫さん

○12番 佐藤公夫 この東第二団地には、住宅を造るのが諸般の状況で難しいという情勢になっておったときに、平成25年の1月に当時の町長と総務課長に下仁田町の人口動態から年金生活者が大幅に増えてくる。町税を確保するために町営の太陽光発電は、これは東第二団地にやったらどうかとこういうことを提案した経緯があります。町側の結論は、東第二団地は、朝日が当たるのが遅いからだめだとかこういうような結論でした。

いずれにしても、大盛工業はあまりあてにしないで、この東第二団地の利用方法を考えていただきたいと思います。

以上。

○議長 島崎紘一 ほかにございますか。

佐藤公夫さん

○12番 佐藤公夫 第15号議案、15ページ総務費、総務管理費、この説明欄の中に町長車運転手45万円の減額です。あわせて、庁用バス運転手49万5,000円の減額。当初予算では、町長の運転手は85万4,000円の予算を取っているんです。約50%の減額。庁用バスにおいては、当初予算で51万8,000円の予算。支払ったのは2万3,000円、不用額が49万5,000円。これは、令和3年度の一般会計の予算のとき

にも関係してきますので、議会のチェックも甘いからこういうような予算を組んでいるんだと思うんですね。特に、庁用バスの運転手、51万8,000円のところ2万3,000円しか使っていないんだよ。この3月の年度末までくるまでの間に、9月なり、10月なり、もっと減額をするだけの時間は十分あったはずだけれども、なんでこのように遅れているのか、その説明を求めます。

○議長 島崎紘一 総務課長

○総務課長 岡野均 はい、おっしゃるとおりですね、今年度につきましては、コロナ禍ということで、例年、庁用バス等の利用はあったんですけども、今年については2回ほどの利用しかなかったということで、先ほど議員さんおっしゃったとおり、確かに9月または12月で先のほうを見越して、その都度減額はすればよかったですでしょうけれども、見込みが甘かったということで大変申し訳なく思っております。

○議長 島崎紘一 佐藤公夫さん

○12番 佐藤公夫 今どき、コロナ禍を錦の御旗にしない答弁をしてください。以上。

○議長 島崎紘一 ほかにございますか。ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結し、第15号議案から第20号議案の6議案につきましては、予算決算特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 ご異議なしと認め、予算決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第17、第21号議案から第26号議案までを一括議題といたします。まず、第21号議案「令和3年度下仁田町一般会計予算」から順次説明を願います。

総務課長

(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 命によりまして、第21号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

予算書1ページをお願いいたします。

第21号議案 令和3年度下仁田町一般会計予算。

令和3年度下仁田町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ46億9,100万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

一時借入金。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5億円と定める。

歳出予算の流用。

第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第2号、各項に計上した旅費、需用費及び役務費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年3月8日提出、下仁田町長 原秀男。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算でございます。款の区分と予算額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。

1款町税8億266万8,000円。

2款地方譲与税7,606万5,000円。

3款利子割交付金56万円。

4款配当割交付金249万7,000円。

5款株式等譲渡所得割交付金181万3,000円。

6款法人事業税交付金200万円。

7款地方消費税交付金1億3,100万円。

8款ゴルフ場利用税交付金1,000万円。

9款環境性能割交付金350万円。

10款地方特例交付金400万1,000円。

1 1 款地方交付税 2 2 億 9 0 0 万円。
1 2 款交通安全対策特別交付金 9 0 万円。
1 3 款分担金及び負担金 1, 6 9 1 万 2, 0 0 0 円。
1 4 款使用料及び手数料 4, 3 6 8 万 2, 0 0 0 円。
1 5 款国庫支出金 3 億 4, 8 1 0 万 8, 0 0 0 円。
1 6 款県支出金 3 億 1, 1 4 6 万 6, 0 0 0 円。
1 7 款財産収入 2 7 8 万 6, 0 0 0 円。
1 8 款寄附金 7, 0 3 2 万 2, 0 0 0 円。
4 ページをお願いいたします。
1 9 款繰入金 2 億 8, 7 5 6 万 1, 0 0 0 円。
2 0 款繰越金 1, 0 0 0 万円。
2 1 款諸収入 3, 7 3 5 万 9, 0 0 0 円。
2 2 款町債 3 億 1, 8 8 0 万円。
歳入合計 4 6 億 9, 1 0 0 万円としたいとさせていただきます。

5 ページをお願いいたします。歳出です。
1 款議会費 7, 3 5 5 万 5, 0 0 0 円。
2 款総務費 7 億 3 6 2 万 4, 0 0 0 円。
3 款民生費 1 0 億 9, 0 6 1 万 9, 0 0 0 円。
4 款衛生費 8 億 1, 7 9 8 万 9, 0 0 0 円。
5 款労働費 2 0 2 万 3, 0 0 0 円。
6 款農林水産業費 3 億 6 9 3 万 9, 0 0 0 円。
7 款商工費 9, 8 9 2 万 7, 0 0 0 円。
8 款土木費 2 億 5, 2 2 5 万 3, 0 0 0 円。

次ページをお願いいたします。
9 款消防費 2 億 2, 8 9 0 万 7, 0 0 0 円。
1 0 款教育費 4 億 2, 3 2 3 万 6, 0 0 0 円。
1 1 款災害復旧費 1 万 1, 0 0 0 円。
1 2 款公債費 6 億 8, 2 8 3 万 7, 0 0 0 円。
1 3 款諸支出金 8 万円。
1 4 款予備費 1, 0 0 0 万円。
歳出合計 4 6 億 9, 1 0 0 万円としたいとさせていただきます。

次ページをお願いいたします。
2 表、地方債です。
起債の目的と限度額は、過疎対策事業債 1 億 1 1 0 万円、過疎対策事業債

ソフト事業分6, 280万円、公営住宅建設事業債720万円、防災対策事業債2, 710万円、緊急自然災害防止対策事業債1, 060万円、臨時財政対策債1億1, 000万円。限度額計3億1, 880万円で、起債の方法は証書借入または証券発行、利率は年3%以内とし、償還の方法は借入先の融資条件による。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利債に借り換えすることができるとしたいとするものでございます。

8ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては、説明を省略させていただきます。11ページの2、歳入及び28ページの3、歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

以上でございますが、よろしくをお願いいたします。

○議長 島崎紘一 以上で一般会計予算の説明が終わりました。

続いて、第22号議案「令和3年度下仁田町国民健康保険特別会計予算」、第23号議案「令和3年度下仁田町後期高齢者医療特別会計予算」及び第24号議案「令和3年度下仁田町介護保険特別会計予算」について、福祉課長に説明を求めます。

福祉課長

(岡野宏巳福祉課長 登壇)

○福祉課長 岡野宏巳 予算書155ページをお願いいたします。

命によりまして、第22号議案から第24号議案までを朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第22号議案 令和3年度下仁田町国民健康保険特別会計予算。

令和3年度下仁田町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億2, 610万1, 000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5, 000万円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した旅費、需用費及び役務費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第2項、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年3月8日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算でございますが、款の区分と金額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。

第1款国民健康保険税1億5,981万6,000円。

2款使用料及び手数料3万1,000円。

3款国庫支出金1,000円。

4款県支出金7億217万8,000円。

5款財産収入1,000円。

6款繰入金6,379万4,000円。

7款繰越金1,000円。

8款諸収入27万9,000円。

歳入合計9億2,610万1,000円としたいとするものです。

次のページをお願いします。

次に、歳出でございます。

1款総務費726万1,000円。

2款保険給付費6億7,235万9,000円。

3款国民健康保険事業費納付金2億2,701万4,000円。

4款共同事業拠出金1,000円。

5款財政安定化基金拠出金1,000円。

6款保健事業費1,510万6,000円。

7款基金積立金1,000円。

8款公債費3,000円。

次のページをお願いします。

9款諸支出金135万5,000円。

10款予備費300万円。

歳出合計9億2,610万1,000円としたいとするものです。

次のページの歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては省略させていただきます。また、161ページの2の歳入及び167ページの3の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

次に、181ページをお願いいたします。

第23号議案 令和3年度下仁田町後期高齢者医療特別会計予算。

令和3年度下仁田町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億5,156万9,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000万円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した需用費及び役務費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年3月8日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算でございますが、款の区分と金額を申し上げます。初めに、歳入でございます。

1款後期高齢者医療保険料9,166万2,000万円。

2款使用料及び手数料1万9,000円。

3款繰入金5,352万円。

4款繰越金1,000円。

5款諸収入636万7,000円。

歳入合計1億5,156万9,000円としたいとするものです。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

1款総務費245万3,000円。

2 款保健事業費 7 1 1 万 7, 0 0 0 円。

3 款後期高齢者医療広域連合納付金 1 億 4, 0 8 9 万 7, 0 0 0 円。

4 款諸支出金 1 0 万 1, 0 0 0 円。

5 款公債費 1, 0 0 0 円。

6 款予備費 1 0 0 万円。

歳出合計 1 億 5, 1 5 6 万 9, 0 0 0 円としたいとするものです。

次のページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1 の総括につきましては省略させていただきます。また、1 8 6 ページの 2 の歳入及び 1 8 8 ページの 3 の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

次に、1 9 3 ページをお願いします。

第 2 4 号議案 令和 3 年度下仁田町介護保険特別会計予算。

令和 3 年度下仁田町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 1 4 億 1, 2 4 8 万 4, 0 0 0 円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第 2 条、地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2, 0 0 0 万円と定める。

歳出予算の流用。

第 3 条、地方自治法 2 2 0 条第 2 項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

第 1 号、各項に計上した旅費、需用費及び役務費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第 2 号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第 3 号、地域支援事業費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 3 年 3 月 8 日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算でございますが、款の区分と金額を申し上げます。
初めに、歳入でございます。

1款保険料2億1,989万6,000円。

2款使用料及び手数料1万6,000円。

3款国庫支出金3億7,798万9,000円。

4款支払基金交付金3億7,305万8,000円。

5款県支出金2億1,066万8,000円。

6款財産収入8,000円。

7款繰入金2億3,024万2,000円。

8款繰越金1,000円。

9款諸収入60万6,000円。

歳入合計14億1,248万4,000円としたいとするものです。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

1款総務費1,337万7,000円。

2款保険給付費13億2,587万6,000円。

3款財政安定化基金拠出金1,000円。

4款基金積立金8,000円。

5款地域支援事業費7,221万7,000円。

6款公債費1,000円。

次のページをお願いします。

7款諸支出金4,000円。

8款予備費100万円。

歳出合計14億1,248万4,000円としたいとするものです。

次のページの歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましてには省略させていただきます。また、199ページの2の歳入及び204ページの3の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

以上でございますが、よろしくお願いたします。

○議長 島崎紘一 次に、第25号議案「令和3年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計予算」、第26号議案「令和3年度下仁田町水道事業会計予算」について、建設水道課長に説明を求めます。

建設水道課長

○建設水道課長 佐藤正明 命によりまして、第25号議案と第26号議案を朗

読し、ご提案、ご説明申し上げます。

223ページをお願いいたします。

第25号議案 令和3年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計予算。

令和3年度下仁田町の浄化槽整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ8,204万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

一時借入金。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れは、最高額2,000万円と定める。

歳出予算の流用。

第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した需用費及び役務費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年3月8日提出、下仁田町長 原秀男。

次ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出の予算でございますが、款の区分と予算額を申し上げます。

歳入。

1 款分担金及び負担金 495万円。

2 款使用料及び手数料 2,221万9,000円。

3 款国庫支出金 1,631万5,000円。

4 款県支出金 472万円。

5 款財産収入 1,000円。

6 款繰入金 1,303万3,000円。

7 款繰越金 100万円。

8 款諸収入 2,000円。

9款町債1, 980万円。

歳入合計8, 204万円としたいとします。

歳出。

1款浄化槽事業費7, 101万5, 000円。

2款公債費1, 002万5, 000円。

3款予備費100万円。

歳出合計8, 204万円としたいとします。

次ページをお願いいたします。

第2表、地方債。

起債の目的、下水道事業債限度額1, 420万円、過疎対策事業債限度額560万円。限度額計1, 980万円。起債の方法、証書借入または証券発行。利率、年3%以内。償還の方法、借入先の融資条件による。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利債に借り換えすることができる。

次ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては省略させていただきます。なお、229ページからの2、歳入、231ページからの3、歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

続きまして、235ページをお願いいたします。

第26号議案 令和3年度下仁田町水道事業会計予算。

総則。

第1条、令和3年度下仁田町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

1、給水戸数3, 422戸。2、年間給水量84万4, 631立方メートル。3、1日平均給水量2, 314立方メートル。

収益的収入及び支出。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款水道事業収益2億4, 644万6, 000円。第1項営業収益1億9, 077万円。第2項営業外収益5, 567万5, 000円。第3項特別利益1, 000円。

支出。

第1款水道事業費用2億4,353万2,000円。第1項営業費用2億2,260万1,000円。第2項営業外費用2,042万8,000円。第3項特別損失3,000円。第4項予備費50万円。

次ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款資本的収入9,331万4,000円。第1項企業債2,980万円。第2項出資金2,651万8,000円。第4項他会計補助金3,611万6,000円。第5項他会計負担金88万円。

支出。

第1款資本的支出1億6,366万2,000円。第1項建設改良費4,871万5,000円。第2項企業債償還金1億1,497万7,000円。

企業債。

第5条、企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、配水本管布設替工事、限度額2,980万円、起債の方法、証書借入、利率年3%以内。償還の方法、貸付先の融資条件による。

一時借入金。

第6条、一時借入金の限度額は、1,000万円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1款水道事業費用、第1項営業費用、第2項営業外費用。議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。1、職員給与費3,429万6,000円。

他会計からの補助金。

第9条、水道水源開発事業に係る企業債、災害復旧事業債、簡易水道統合整備事業に係る簡易水道事業債及び過疎債の元利償還等及び児童手当に要す

る経費のために一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、7, 223万6, 000円である。

たな卸資産購入限度額。

第10条、たな卸資産購入限度額は、166万2, 000円と定める。

重要な資産の取得及び処分。

第11条、重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1、取得する資産、種類、配水本管布設替工事、名称、緑ヶ丘地区水道本管布設替工事、数量、L=130メートル、HI-VPR径50ミリメートル。名称、国道254号線水道本管布設替工事、数量、L=100メートル、DIP径200ミリメートル。

令和3年3月8日提出、下仁田町長 原秀男。

なお、次ページの実施計画以降につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上でございますが、よろしく願いいたします。

○議長 島崎紘一 ここで暫時休憩いたします。

なお、再開を午後1時といたします。よろしく願いします。

休 憩 午前11時52分

再 開 午後 0時59分

○議長 島崎紘一 休憩を解いて再開いたします。

提案説明が終わりましたので、第21号議案から第26号議案までに対する質疑に入ります。

質疑に際しましては、会計名とページ数を申し述べていただきますよう、あらかじめお願いをしておきます。

それでは、質疑を願います。

岩崎正春君

○6番 岩崎正春 一般会計予算で、どの項目ということではないんですが、予算決算特別委員会で審査する前に、予算の全般的なことについて、予算編成に当たっての基本的なことをお尋ねしておきたいと思います。

この予算書を2月25日に配付いただきまして、この中を見てまずびっくりしたのが財調の取崩しが1億8, 900万ほどあると。私は、コロナの地方臨時交付金があって財源振替等をして、一般会計のほうに多少余裕があるのかな、これほど財調を取り崩すことはないだろうなという先入観のもとに予算書を拝見させていただきました。

これらの取崩しを、2億近い財調の取崩しを行わなければならなかった要

困、それはどういうことでしょうか。

○議長 島崎紘一 総務課長

○総務課長 岡野均 お答えいたします。

令和3年度の当初予算を編成するに当たりまして、まず大幅に歳入で減っている部分についてご説明をさせていただきたいと思えます。

まず、予算書の15ページを御覧いただければと思えます。

地方交付税でございます。前年度予算では23億1,000万ほどございました。今回、見積もっておるのが22億900万ということで、おおむね1億100万ほど減額となっております。これの主な要因といたしましては、昨年度国勢調査が実施をされております。この国勢調査に基づきまして、令和3年度から地方交付税が交付されるということになってございまして、人口の減少を見込んでございまして、その分1億100万というような減額の補正をさせていただいております。

一方、その減った分を補填するという形にはなってしまうんですけれども、予算書の23ページの19款繰入金ですね、こちらの財政調整基金のほうで約8,700万ほど繰入れさせていただいたというような経緯でございます。

○議長 島崎紘一 岩崎正春君

○6番 岩崎正春 昨日の議案説明の折にも法人税法の改正により法人税の減収があると。今、課長の答弁の内容からいくとですね、人口減少がずっと続いているし、そういった税収減が今後も続くと思われるということですよ。それに対して企業誘致とか何かそういった税収の確保に向かうようなことは何かお考えになっておられますか。

○議長 島崎紘一 総務課長

○総務課長 岡野均 地方交付税につきましては、国から交付されることでございます。確かに税収の増という形になりますと、町税等の増収の形になるかと思うんですけれども、やはり歳出または歳入の均衡を取るために、やはり改革、行財政改革ということも考えられます。今まで、やはり民間委託であるとか、不要となった財産の売却等々を進めて、やはり歳出を少しでも抑えるというような部分で何とか確保していければとは考えてございます。

○議長 島崎紘一 岩崎正春君

○6番 岩崎正春 そうすると、平成3年度の職員の採用数はどのようになっていますか。令和です。失礼。

○議長 島崎紘一 総務課長

- 総務課長 岡野均 今のところ令和3年の職員採用予定者でございますが、2名を予定してございます。また、令和2年度中の退職者が1名ということになっております。
- 議長 島崎紘一 岩崎正春君
- 6番 岩崎正春 このところずっと職員の採用は2名ということが続いているわけです。一方、下仁田町の人口減少というのは、毎年250人前後減っているということで、今、課長が税収の増を考えなければならないと同時に、行財政改革をやらなければならないということですが、今年の町長の当初の所信表明では、行財政改革に立ち向かうというような発言がなかったんですけれども、町長のこれらの財政に対してどのような思いを持っているかお聞かせください。
- 議長 島崎紘一 町長
- 町長 原秀男 まずですね、私も1期4年させていただきまして、この間、今、先ほど総務課長申したように、色々な不要財産あるいは民間委託するもの、出費が出ておったものをかなり止めてきたと。また、そういう中で、職員数もそんなに一気に減らせるものではありませんが、とにかく人口減少とまた役場の中の仕事を鑑みながら減らしてきました。
- そういうものも含めて、それは当然、今後の2期目4年間に向かっても邁進していくつもりであります。
- 議長 島崎紘一 岩崎正春君
- 6番 岩崎正春 そうすればですね、行財政改革に向かっただくということなので、その行財政改革の計画等、それはいつごろ議会に提示していただけるようになりますか。
- 議長 島崎紘一 総務課長
- 総務課長 岡野均 行財政改革の大綱を平成28年度か29年度に作成して、5カ年計画ということで議会のほうにもお示しさせていただきます。まだ、今途中ということで、また5年経過後にはまた新たな計画というものを、大綱というものをお示しさせていただきたいというような形になるかと思っております。
- 議長 島崎紘一 岩崎正春君
- 6番 岩崎正春 じゃ最後に、今議会で非常に話題になっております町長車の購入について、やはり基金の取崩しからそういった車を購入したいということで理解してよろしいのでしょうか。
- 議長 島崎紘一 総務課長

- 総務課長 岡野均 町長車の購入につきましては、特にそこに充てる補助金等々特定財源はございませんので、やはり一般財源という形になります。
- 議長 島崎紘一 総務課長、質問に応じて公用車と言ったり町長車と言ったり、ということなんですか。明確にその辺ははっきり線を引いておかないと、紛らわしい答弁。
総務課長
- 総務課長 岡野均 すみません、申し訳ございません。
予算上には、町庁用車ということでございますので、庁用車については、それは一般財源ということになります。
- 議長 島崎紘一 岩崎正春君
- 6番 岩崎正春 これは昨日の全協でも出たんですけども、何か統一したほうがいいですね。町長運転の費用のところも盛り込まれているので、行政の手続き上、庁用車という読み合わせるんだという課長の答弁ですけども、何らかの形で議会で統一することを提案を求めたいと思います。
以上です。
- 議長 島崎紘一 他にございますか。
佐藤公夫さん
- 12番 佐藤公夫 一般会計の4ページ、基金繰入金の明細を答弁してください。
- 議長 島崎紘一 どなたですか。
総務課長
- 総務課長 岡野均 暫時休憩をお願いします。
- 議長 島崎紘一 暫時休憩します。
休 憩 午後 1時11分
再 開 午後 1時13分
- 議長 島崎紘一 休憩を解いて再開します。
総務課長
- 総務課長 岡野均 大変申し訳ございませんでした。
予算書の22ページ、23ページを御覧いただきたいと思います。
19款繰入金の明細でございますが、まず財政調整基金が1億8,931万4,000円、ふるさと下仁田応援寄附金基金が4,570万円、公営施設等整備基金繰入金が1,050万円、ねぎとこんにゃく下仁田奨学金基金繰入金が660万8,000円、子育て支援基金繰入金が689万1,000円、森林環境譲与税基金繰入金が2,454万8,000円、

中西文庫基金で20万円、荒船風穴基金の繰入金で380万円で、合計で2億8,756万1,000円となっております。

それと、基金繰入れの残高の令和3年度末の残高見込みでございます。財政調整基金が1億3,219万3,000円、減債基金ふるさと下仁田応援金が6,697万9,000円、公共施設等整備基金が3億2,763万6,000円、ねぎとこんにゃく下仁田奨学金基金が1億273万6,000円、子育て支援基金が801万3,000円、森林環境譲与税基金が3,632万5,000円、中西文庫基金が282万4,000円、荒船風穴基金が3,415万6,000円。

以上でございます。

○議長 島崎紘一 佐藤公夫さん

○12番 佐藤公夫 この予算書を見ますとね、新型コロナ対策に対する予算の計上は、予防費にしか上がっていないんだよね。自由に使える財政調整基金を約1億9,000万円も取崩ししていて、コロナ禍に対する経済対策がゼロ。こんな当初予算を組む自治体は珍しいと思うんだよね。コロナ禍に対する経済対策がゼロですよ。

この間も言ったけれども、我々を含めて、公務員ぐらいなんだ、所得の減らないのは。民間企業の給与所得者あるいはそれ以外の農業、工業、林業、それぞれの人たちはみんな所得が減額になっている。それが証拠には、町税、令和2年度よりもみんな減額になってるじゃないですか。なぜ産業対策に財政調整基金を投入する知恵がないんだか、その辺のところを町民に説明してください。町民に説明するということは、これ議場で説明してもらおうということだから。

○議長 島崎紘一 総務課長

○総務課長 岡野均 お答えいたします。

新型コロナ対策の交付金、支援策の関係でございます。国のほうの3次補正が成立してですね、当町にも約1億1,700万というような臨時交付金が交付内示をされてございます。また、その交付決定が来たのは2月でございますが、その予算措置をされるのではないかとというような話は今年の12月、ちょうど予算編成をしているときから来てございます。

ですので、今後、その交付内示があった1億1,700万について、今後また新たな経済対策の計画を練って、また計画等を作って、議会の皆様にお示しして支援策を打っていきたいと考えてございます。

なお、この計画については、まだ1億1,700万について、国がどのよ

うな形で交付金を使っていいのかというような方針が示されてございません。例えば、もう既に発行された商品券等々の発行がまたこの1億1,700万で認められるかどうかというのもまだ方針が出てございませんので、そういう国の動向も見ながらですね、この1億1,700万円を活用させていただければと思っております。

○議長 島崎紘一 佐藤公夫さん

○12番 佐藤公夫 情報の収集不足なんですよ。国が第3次補正予算を大枠を決めた時点のときに、下仁田町に1億1,700万円交付しますよと。ちょっと待ってくださいよと。下仁田町では経済対策、予防対策のためにこの事業、あの事業、こっちの事業、これだけのことをやるんで、1億1,700万円じゃ足りませんと。2億円ください、3億円出してもらいたいと。金が配られてから計画作るんだから、ろくなことはできないじゃないですか。

今、盛られてる数字で1億1,700万円が一番何に使いたいのか。

○議長 島崎紘一 町長、答弁ですか。町長

○町長 原秀男 町民及び産業界ですね。

○議長 島崎紘一 佐藤公夫さん

○12番 佐藤公夫 いずれにしても、町長は無当選で2期目を迎えているんだから、もう少し町民が喜んでくれる町政と予算づけ。コロナ禍でも下仁田は心配ないよと。これだけの経済対策をやって、例えば一人親、あるいは飲食店や食料品店、みんなそれぞれがパートで働いている。休業してもほとんどのパートさん休業補償をもらえてないんだよね。あまりにもご都合主義。これだけコロナの問題が毎日毎日マスコミから報道されている中で、下仁田町が令和3年度の予算の中にはコロナ対策の予算がゼロです。もう少し町民サイドのことを考えながら補正予算を早めに議会に提案してもらいたい。

○議長 島崎紘一 町長

○町長 原秀男 十分考えております。そういう中で、今、交付金内容がはっきりしないのがありますが、先月末より課長また関係職員、色々な情報収集ということで今進めております。よろしく願いいたします。

○議長 島崎紘一 佐藤公夫さん

○12番 佐藤公夫 昨日も言ったけれども、群馬県選出の国会議員の事務所へ行って、中央省庁、特に内閣府に行って、色々な知恵と下仁田の要望を伝えてもらいたい。そのために町長車を購入するんであれば結構な話。富岡

や県庁に行くだけに利用するための庁用車だったら、今回のこの補正予算、当初予算から予算には計上してあるけれども予算は執行しないで、補正予算で執行するような方向で考えてもらえたらいいなと思うんだけども。

○議長 島崎紘一 答弁求めますか。

○12番 佐藤公夫 答弁する気ならしてもらえればいい。

○議長 島崎紘一 どうですか。町長

○町長 原秀男 今から変更というわけにはいきませんので、よろしく願いいたします。

○議長 島崎紘一 佐藤公夫さん

○12番 佐藤公夫 今から変更するわけにはいかない。まだ議決になっていないんですよ。

○議長 島崎紘一 佐藤公夫さん

○12番 佐藤公夫 町長車、それを購入することには反対じゃないんですよ。時期が悪い。コロナ対策のための経済対策の予算がゼロですよ、ゼロ。それを財政調整基金を取り崩して、たとえ中古であろうと、400万からの予算を歳出するのには適当でない。

○議長 島崎紘一 佐藤公夫さん

○12番 佐藤公夫 町の監査委員の職務は、使ったお金をいちいちチェックするだけの監査委員の職務じゃありません。この歳出が町民のためにとっていいか、町民にとって不利益になるかといった場合には、監査委員は予算の執行を停止させることができるはずですよ。

町長車を買うのは反対じゃないんだよ。予算を計上する時期が悪いんだ、何度も言うようだけれども、経済対策をしないで町長車を買う、そんなことを町民から聞いてみろよ。

○議長 島崎紘一 佐藤公夫さん

○12番 佐藤公夫 休憩を取ってもらって、その辺のところを執行側は十分協議してもらいたい。

○議長 島崎紘一 暫時休憩します。

休 憩 午後 1時26分

再 開 午後 1時29分

○議長 島崎紘一 休憩を解いて再開します。

総務課長

○総務課長 岡野均 先ほどのご意見いただきまして、執行については、今のご意見があったとおり時期を見て、また検討させていただいて、またその都

度協議をさせていただければと思います。

(「聞こえない」の声あり)

○議長 島崎紘一 もう一回。総務課長、マイク近づけてください。

○総務課長 岡野均 今回計上させてもらいました庁用車、こちらについての執行についてはですね、また時期等々勘案して、ご相談をさせていただいて執行をさせていただきたいというふうな形でお願い出来ればと思います。

○議長 島崎紘一 佐藤公夫さん

○12番 佐藤公夫 事の発端は、庁用車。エスティマをリースで利用していた。そのエスティマのリース期限が9月で切れる。本来であれば、6月の定例会にエスティマ、俗に言う町長がよく利用する車だけれども、リースが切れますと。切れた後、9月以降どうしましょうかと。担当の委員会で相談すればいい。町長が県庁へ行くなり富岡市へ行くなりで利用していたのはエスティマばかりじゃないと思うんだけど、それは10月、11月、12月、エスティマもなければ町長が乗るんだよという車もないわけだよ。それをどさくさに紛れて新年度の予算の中に押し込んだんじゃいいだんべ。我々議員は、町民サイドの視点で町の予算の使い方、予算のつけ方を見てるんだよ。町長車を購入するのに時期が遅すぎた。6月に議会に提案、相談すればよかったんで、今後、そういうようなことのないようにしてもらいたい。

○議長 島崎紘一 総務課長

○総務課長 岡野均 今、ご意見をいただきましたとおり、その部分については、事務方も含めてですね、ちょっと不手際ということもあったかと思っています。今後は、あらかじめのご協議をさせていただきながら、ご相談をさせていただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長 島崎紘一 ほかに質疑ございますか。

佐藤博君

○7番 佐藤博 一般会計35ページ、町長活動諸費の中で85万6,000円ですけれども、会計年度任用職員報酬、この内容についてちょっとご説明いただきたい。

○議長 島崎紘一 総務課長

○総務課長 岡野均 こちらにつきましては、町長車の運転手ということで12カ月分で85万6,000円を見てございます。主に会計年度任用職員のパートタイムという形で計上をさせていただいてございます。そのほか1万8,000円ということで、下仁田町の報酬審議会の委員の報酬を6人

分見てございます。

○議長 島崎紘一 佐藤博さん

○7番 佐藤博 会計年度任用職員の立場と申しますか、契約する状況、どんな雇用の仕方をするのかの説明を願いたい。

○議長 島崎紘一 総務課長

○総務課長 岡野均 予算の計上なんですけれども、一応、時給という形で見てございます。町長が出張するときにはですね、その会計年度任用職員に来ていただいて町長車の運転に従事していただくということで、町の予算編成方針に基づきまして、1時間当たり1,019円という、それのかかった費用という形で見てございます。

○議長 島崎紘一 佐藤博君

○7番 佐藤博 これの契約書等は交わして対応するのか。補償関係はどんな状況にあるのか、この辺のところはいかがでしょうか。

○議長 島崎紘一 総務課長

○総務課長 岡野均 会計年度任用職員のパートタイムということでございますので、契約というのではなくて辞令書を交付させていただくというような、雇用辞令書を交付させていただくというような形でございます。

○議長 島崎紘一 佐藤博君

○7番 佐藤博 そうしますと、その辞令を出す相手側に関しては、法人企業の代表者、取締役であっても、これは問題ないと解釈してよろしいでしょうか。

○議長 島崎紘一 総務課長

○総務課長 岡野均 一応ですね、採用するときには、法人の代表者、社長というんですかね、の方ではなくて、普通の方を採用という形で募集をかけてございます。

○議長 島崎紘一 佐藤博君

○7番 佐藤博 そうすると、今現在、時折というかしょっちゅうというか、町長の車の運転手に登用されている方が法人の代表者であるようにちょっと思われます。また、一般のちまたの方からもそんな質問を受けたことありますので、今質問させていただいた。この方とは契約は出来ないということになるわけですね。

○議長 島崎紘一 総務課長

○総務課長 岡野均 契約というか、辞令書を交付させていただいているんですけれども、要するに2種の運転免許ですね、を持っている方という形で募

集をかけておりますので、ただその方の法人の身分であるとかというところには特には規定はしてございません。

○議長 島崎絃一 佐藤博君

○7番 佐藤博 ということは、個人との取り交わし、辞令を出すということで、企業は関係ないということになるわけだ。ということですね。分かりました。

それで、先ほどからちょっと町長車ということでの質問が出ているんですけども、私も同じ質問なんですけれども、関連して。町長車なのか庁用車と今度言うのか、買うのは庁用車ということだということまで理解しましたが、その後は町長専用車というこういう解釈をするのか、ほかの方も含めて利用できる庁用車として解釈してよろしいのか、そこははっきりとひとつお示しをいただきたい。

○議長 島崎絃一 総務課長

○総務課長 岡野均 お答えいたします。

予算書の中ではですね、17節で庁用車という形になってはいますが、先ほどご指摘のとおり町長車でございます。中身とすれば町長車でございます。

○議長 島崎絃一 佐藤博君

○7番 佐藤博 町長専用車とこういう形の理解をしておきたいと思います。

それで、町長専用車、ここ10年なかった。なくても町長は行動が、活動が出来たわけでありまして、この10年間と同じような形でもって継続して活動をいただきたいなというふうに私は思います。

先ほど来、財政が厳しいという状況を質問、答弁がありましたけれども、国勢調査に基づいての今後の地方交付税、これはもう上がることがない、減る一方だということにも思いますので、今後を含めた財政状況、こういったことの心配を非常に私もしています。ぜひ、そういうような形の中から、節約をぜひしていただきたい。自らの節約をすることがほかの職員さん皆さんに示せる節約ではないかなというふうに思いますし、自らやりたいことをやっていると言っていると皆さんもやりたいことをみんな始まっちゃったら大変なことだということふうにも危惧をするところでもあります。町長車の購入は一考するという先ほどの答弁がございましたので、これ以上申しませんけれども、私はこの項目には反対をしたいと、ここだけ申し上げておきたい。

ただし、今回、コロナの対策、予防接種等の予算が組み込まれているので、

予算に全体に反対するわけにいかないし困ったなとこんな思いでいることを申し上げながら、以上といたします。

○議長 島崎紘一 ほかに質疑はございませんか。ありませんか。
(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結し、第21号議案から第26号議案の6議案につきましては、予算決算特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 ご異議ないものと認め、予算決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第18、陳情を議題といたします。ただいま議題となっております陳情第1号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書は社会経済委員会に付託し、陳情第2号「別居・離婚後の父母による子どもの共同養育に関する陳情」は総務常任委員会に付託いたします。

○議長 島崎紘一 以上で、本日の日程は全部終了しました。
本日はこれにて散会いたします。
大変ご苦労さまでした。

散 会 令和3年3月10日 午後 1時41分